

国立研究開発法人国立環境研究所役員退職手当規程

平成 13 年 10 月 25 日規程第 52 号 平成 14 年 9 月 18 日 一部改正
平成 15 年 6 月 13 日 一部改正 平成 16 年 1 月 8 日 一部改正
平成 17 年 3 月 31 日 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 3 月 8 日 一部改正 平成 27 年 12 月 28 日 一部改正
平成 29 年 12 月 8 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項第 2 号の規定により解任（以下、単に「解任」という。）された場合は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につきその者の退職の日における俸給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に環境大臣（以下「大臣」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は、役員が退職したとき（第 2 条ただし書又は第 7 条第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合を除く。）で、かつ、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価が確定したときは、前項の業績勘案率の決定を大臣に依頼するものとする。

(退職手当の支給時期)

第 4 条 退職手当は、大臣から退職した役員の業績勘案率の決定の通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、理事長が当該役員の

在職中の業績をもとに、総務大臣が作成する業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として前条第1項の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項の規定により算出した退職手当の額から第1項の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項の規定により算出された退職手当の額の内払いとみなす。
- 3 第1項の規定により計算した暫定業績勘案率が1.0を超えた場合であっても、同項の規定にかかわらず、暫定業績勘案率を1.0とする。

（在職期間の計算）

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書に規定する場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の場合の取扱）

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（役員出向に係る特例）

第7条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、研究所の役員になるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合の在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

- 2 役員が、任命権者の要請に応じ、国家公務員になるために退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位並びに遺族からの排除）

第 8 条 第 2 条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位並びに遺族からの排除については、退職手当法第 2 条の 2 の規定を準用する。

この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の返納等)

第 9 条 退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法第 13 条から第 17 条の規定(第 13 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号、第 4 項、第 15 条第 1 項第 2 号、第 2 項、第 5 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 2 項、第 5 項、第 8 項の規定を除く。)を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第 10 条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則(平成 14 年 9 月 18 日)

- 1 この改正は、平成 14 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 平成 14 年 9 月 1 日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き在職する役員が基準日以降に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に任命された日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき、100 分の 36 を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職した日までの在職期間 1 月につき、100 分の 28 を乗じて得た額の合計額とする。

改正附則(平成 15 年 6 月 13 日)

- 1 この改正は、平成 15 年 6 月 15 日から施行する。

改正附則(平成 16 年 1 月 8 日)

- 1 この改正は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 16 年 1 月 1 日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が、基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(1) 平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 8 月 31 日まで 平成 14 年 8 月 31 日現在の俸給

月額に当該期間の在職期間 1 月につき、100 分の 36 を乗じて得た額

(2) 平成 14 年 9 月 1 日から基準日の前日まで 基準日の前日における俸給月額に当該期間の在職期間 1 月につき、100 分の 28 を乗じて得た額

(3) 基準日以降 第 3 条の規定により算出した額

3 前項第 1 号及び第 2 号の規定による退職手当の額は、委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

改正附則（平成 17 年 3 月 31 日）

1 この改正は、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。

改正附則（平成 21 年 4 月 1 日）

1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 25 年 3 月 8 日）

（施行日）

1 この規程は、改正の日より施行し、平成 25 年 1 月 1 日より適用する。

（退職手当基本の額に係る特例）

2 平成 27 年 3 月 31 日までの間、退職手当の額は、第 3 条により計算した額に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

（経過措置）

3 前項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日の期間にあっては「100 分の 98」と、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の期間にあっては「100 分の 92」とする。

改正附則（平成 27 年 12 月 28 日）

（施行日）

1 この規程は、改正の日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

改正附則（平成 29 年 12 月 8 日）

（施行日）

1 この規程は、改正の日より施行し、平成 30 年 1 月 1 日より適用する。